

橋本市民病院 橋本市訪問看護ステーションシステム導入業務

公募型プロポーザル実施要項

1. 本要項は「橋本市民病院 橋本市訪問看護ステーションシステム導入業務を委託する委託先の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 橋本市民病院 橋本市訪問看護ステーションシステム導入業務
- (2) 業務内容 別紙「橋本市民病院 橋本市訪問看護ステーションシステム導入仕様書」を参照
- (3) 委託期間 ①システム導入業務
 - ・ 契約締結日の翌日から令和2年5月25日まで
 - ※導入後のシステム運用開始は、令和2年5月25日を予定。②訪問看護システム運用保守業務
 - ・ 令和2年5月25日～令和7年5月24日まで
- (4) 実施場所 橋本市民病院 橋本市訪問看護ステーション

3. 委託料見積の条件

- ① ソフトウェア（5年間使用料）（訪問看護システム・居宅介護支援システム）
- ② タブレット使用料
- ③ 導入初期費用（訪問看護システム・居宅介護支援システム）

4. 本プロポーザルへの参加資格

申請者は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4に規定する者でないこと。
- (2) 橋本市から指名停止を現に受けている者でないこと。
- (3) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。（再生手続開始の決定を受けている者を除く）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5. 実施スケジュール（予定）

令和2年4月6日	公募開始
令和2年4月6日から 令和2年4月10日	資料配布
令和2年4月7日から 令和2年4月15日	質問受付 ※回答については随時質問者のみに回答する。 ※受付期間を過ぎた質問は受け付けない。
令和2年4月13日から 令和2年4月17日 午後5時必着	受付期間
令和2年4月22日	書類審査通知（プレゼンテーション審査日程通知）
令和2年4月下旬予定	プレゼンテーション審査
令和2年5月上旬	審査結果通知

6. 資料等の配布について

（1）配布資料

- ① 橋本市民病院 橋本市訪問看護ステーションシステム導入業務実施要項
- ② 橋本市民病院 橋本市訪問看護ステーションシステム導入業務に係る仕様書
- ③ 参加申込書
- ④ 質問書
- ⑤ 見積書見本
- ⑥ 会社概要書

（2）配布期間

令和2年4月6日（月）13:00から 令和2年4月10日（金）まで

7. 書類提出について

（1）提出書類については、次のとおりとする。

- ① 参加申込書
- ② 企画提案書
- ③ 会社概要書
- ④ 業務実績書
- ⑤ 見積書
・令和2年度分
・令和3年～令和6年度分

※企画提案書の内容等詳細については、

「橋本市民病院橋本市訪問看護ステーションシステム導入仕様書」に基づくものとする

- (2) 受付期間 令和2年4月13日(月)から令和2年4月17日(金)まで
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(但し午後0時から午後1時の間は除く)
- (4) 提出場所 橋本市民病院 橋本市訪問看護ステーション
- (5) 提出方法 企画提案書を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。但し、郵送の場合は、受付期間中(最終日は午後5時まで)に必着とする。なお郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
- (6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。
- (7) 留意事項
 - ・提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
 - ・企画提案書の提出後に橋本市民病院 橋本市訪問看護ステーションの判断で補足資料の提出を求めることがあります

8. 質問の受付及び回答

実施要項等についての質問を次の通り受け付ける。

- (1) 受付期間 令和2年4月7日(火)から 令和2年4月15日(水)
- (2) 提出様式 質問書
- (3) 提出場所 橋本市民病院 橋本市訪問看護ステーション
- (4) 提出方法 質問書の持参、郵送、電子メールによる提出

E-mail h-houkan@hashimoto-hsp.jp

回答については随時質問者のみに回答する。

9. 企画提案書の書類審査について

提出された企画提案書について、書類審査を実施し、プロポーザル参加にふさわしい業者を選定・各提出業者に通知する。

結果通知日：令和2年4月22日(水) 予定

10. プレゼンテーション審査の実施について

- (1) 審査方法 企画提案書に基づくプレゼンテーション審査により行う。
- (2) 審査日 令和2年4月下旬予定

※ 会場・日時その他の詳細は、書類審査の結果、書類審査通過業者に通知する。

11. 審査員

5名程度

12. 審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、委託先評価の選定を行う。

審査結果は、審査結果後速やかにプレゼンテーション審査を受けたすべての申請者に文書にて通

知する。

13. 契約の締結

当院は、委託先候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

14. その他

(1) 委託業務の継続が困難となった場合の措置

① 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、当院は契約を解除することができる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

② その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰することのできない事由により業務の継続が困難になった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

(2) その他の疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合、又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、当院と受託者は誠意をもって協議するものとする。

15. 問い合わせ先

橋本市民病院 橋本市訪問看護ステーション（連絡先：0736-34-6119）